ミニボートによる事故を防ごう！

ミニボートとは？

操縦のために必要な免許や船の検査を必要としない船舶で次の条件を満たすような船舶をいいます。

①船舶の長さが３m未満
②推進機関の出力が1.5kW（約２馬力）未満
③直ちにプロペラの回転を停止することができる機構を有する船舶
　その他のプロペラによる人の身体の障害を防止する構造を有する船舶

※ 船舶の長さなどについては**こちら**

ミニボートによる海難

熊本県内でのミニボートによる海難は、平成21年までの過去5年間に13件発生しており、そのうちの約半分（7件）が転覆・浸水によるものとなっています。
最近では、車にも簡単に積むことができるコンパクトなミニボートも登場し、気軽に楽しめるレジャーとして普及する一方で、ミニボートによる海難が増えることが心配されています。

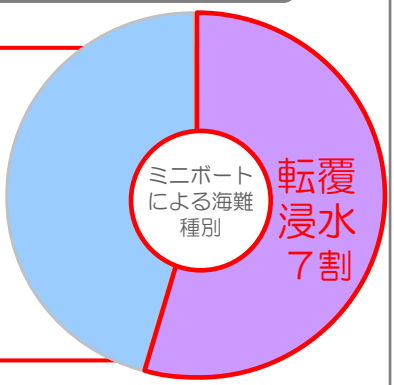

海難に遭わないために！

○ 急な体重移動は禁物！

船外機の機動や、錨の上げ下げ、日よけの取り付けなど、ミニボートの上で行う作業を陸上と同じ感覚で行うと、ミニボートが傾き、バランスを崩しやすく海上になげだされてしまう可能性があります。

・腰を落として重心（姿勢）を低くキープし、急な体重移動は行わないようにしましょう！

○ 波の影響をうけやすい！

ミニボートは、コンパクトに構成されている反面、海上では、手こぎボートと同様に、波や風のほか他の船の航走波の影響を受けやすく、動揺により、バランスを崩し、海上に投げ出される可能性や、ミニボート自体が転覆する可能性があります。

・風や波が高い時、不安な時は、はっきりと出航を中止しましょう！
・フェリーなど船舶が航行する海域には、近づかないようにしましょう！

○ 性能を過信しない！

海上では、ちょっと風がでてきたと感じるそんな状況で『風速は6メートル・波高は30cm』あります。こんな向かい風をうけたら、 1.5kWのモータ装備で3km/h程度、2馬力のガソリン船外機装備で6km/h程度でほぼ歩くスピードになります。

・天候が悪くなると感じた時は、早め早めに帰るようにしましょう！

海上保安庁 JAPAN COAST GUARD
熊本の海の安全・安心を願う「熊本海上保安部」
熊本県宇城市三角町三角浦1160-20　電話:0964-52-3105

守ろう！海の交通ルール！

海上には、貨物船、フェリー、漁船、プレジャーボートなど様々な船舶が活動していますが、これらの船舶は、衝突予防法などの交通ルール※を守って安全に航行しています。**免許や検査が不要なミニボートであってもこれらの交通ルールを守らなければなりません。**

※海上交通ルールには、海上衝突予防法のほか、港則法及び海上交通安全法があります

≪基本的な海上交通ルール≫

行会い船

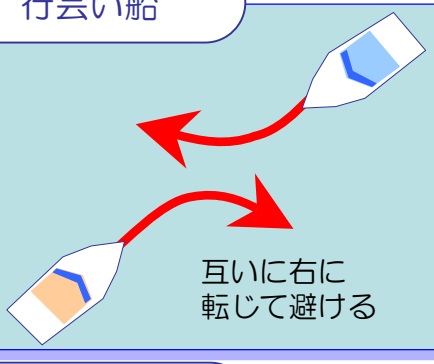

横切り船

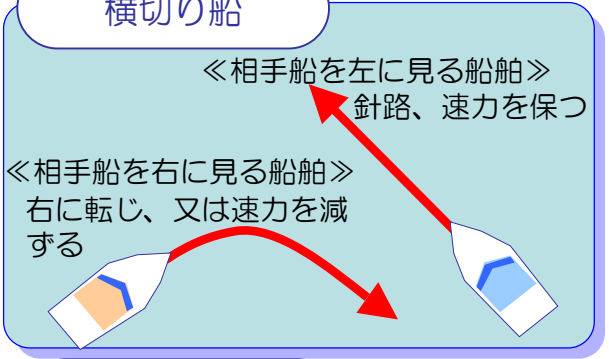

追越し船

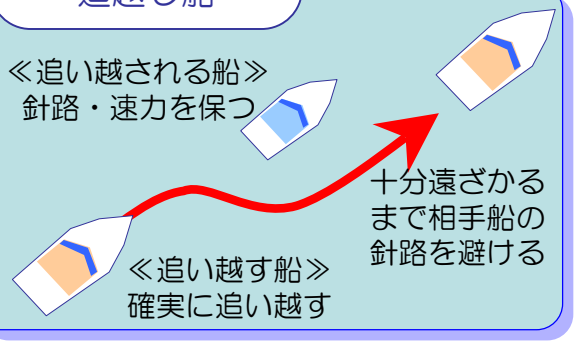

各船間

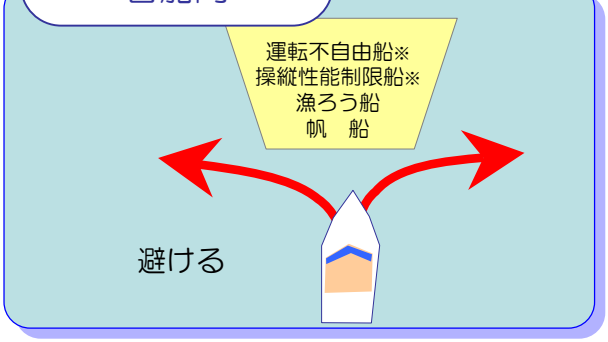

※「運転不自由船」：故障その他の異常により他の船舶の進路を避けることができない船舶
※「操縦性能制限船」：作業に従事しているため他の船舶の進路を避けることができない船舶

上記のルールのほか、夜間には法で定められた灯火を表示することが義務づけられています。

見張りを励行し、他の船舶の接近や四囲の状況の変化に注意

運航前に船外機をチェック

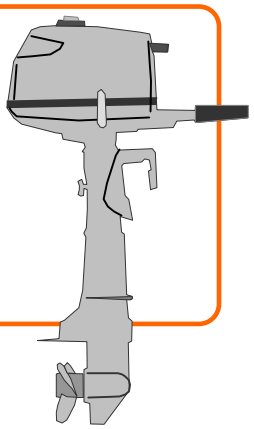

① 運航スケジュール分の燃料（バッテリー）が入っているか
② 燃料漏れや不具合はないか
③ キルスイッチは正常に動作するか　　など

船外機の取扱説明書を良く読み、日頃のメンテナンスを忘れずに

大切な命！自分で守る。

～自己救命策確保　３つの基本～

1

ライフジャケットの
常時着用

2

携帯電話などの適切な連絡
手段の確保

3

救助要請は118番に